

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

○情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定	（県政情報公開室）	一
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	（廃棄物対策課）	二
○特定非営利活動法人の設立の認証申請（二件）	（共同参画社会推進課）	二
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（二件）	（同）	三
○特定計量器の定期検査の実施	（産業立地推進課）	三
○県営土地改良事業の換地処分	（農村整備課）	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	四
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可（二件）	（都市計画課）	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	（東部地方振興事務所）	四
公 告		
○開発行為に関する工事の完了（二件）	（建築宅地課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（契約課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告		六

告 示

○宮城県告示第七百七十六号

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、平成二十一年宮城県告示第六百四十九号（情報公開条例第三十八条第一項に規定する特定出資団体等について）は、廃止する。

平成二十二年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

1 仙台臨海鉄道株式会社

2 阿武隈急行株式会社

3 財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

4 財団法人宮城県環境事業公社

5 財団法人宮城県文化振興財団

6 公益財団法人慶長遣欧使節船協会

7 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

8 財団法人宮城県腎臓協会

9 財団法人みやぎ産業振興機構

10 株式会社テクノブラザみやぎ

11 宮城県信用保証協会

12 仙台港流通ターミナル株式会社

13 財団法人宮城県国際交流協会

14 財団法人みやぎ産業交流センター

15 株式会社仙台台港貿易促進センター

16 宮城県漁業信用基金協会

17 社団法人宮城県農業公社

18 財団法人みやぎ農業担い手基金

19 財団法人翠生農学振興会

20 社団法人みやぎ原種苗センター

21 社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

22 社団法人宮城県畜産協会

23 社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会

24 社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会

25 財団法人みやぎ林業活性化基金

26 社団法人宮城県林業公社

27 社団法人宮城県漁業無線公社

28 社団法人宮城県建設センター

29 財団法人みやぎ建設総合センター

30 財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団

31 財団法人宮城県フェリー埠頭公社

32 財団法人石巻湾漁業振興基金

33 財団法人仙台湾漁業振興基金

34 宮城県開発株式会社

35 塩釜港開発株式会社

36 仙台空港鉄道株式会社

37 仙台空港ビル株式会社

38 仙台エアカーゴターミナル株式会社

39 財団法人宮城県下水道公社

40 財団法人宮城県建築住宅センター

41 財団法人宮城県スポーツ振興財団

42 財団法人宮城県体育協会

43 財団法人宮城県暴力団追放推進センター

二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等

1 財団法人宮城県地域医療情報センター

2 社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮城県済生会

3 宮城県商工会連合会

4 宮城県農業会議

○宮城県告示第七七七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十

五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設

等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」とい

う。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を

提出することができる。

平成二十二年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社ジェー・イー・シー

2 所在地 東松島市矢本字作田浦百六十四番地の二十一

3 代表者の氏名 代表取締役 真野孝仁

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

刈田郡蔵王町大字小村崎字山崎十四番地の一、十四番地の八、十七番地の五及び二十八番地

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

五 申請年月日

平成二十二年七月一日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

2 縦覧期間 平成二十二年七月三十日から平成二十二年八月三十日まで（午前八時三十分から午

後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十二年九月十三日

2 提出場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語によ

り記載すること。）

○宮城県告示第七七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 特定非営利活動法人 地域ケア研究所

二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区種次字中屋敷三十七番地

三 定款に記載された目的 この法人は、地域における様々な障害や認知症を持っている人に対し、

適切なケア・サービスを提供するための調査研究及び研修活動を行う

とともに、障害や認知症に対する理解を深めるための普及啓発活動を行

い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年七月五日

○宮城県告示第七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 白旗 成典

二 主たる事務所の所在地 大崎市古川西荒井字東田三百三十二番地九

三 定款に記載された目的 この法人は、「人と人が支えあい、個性豊かな地域」を創るために、地域自治組織や各種団体にとって必要な情報やノウハウの提供と学習の場を通じて、地域に尽力することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年七月九日

○宮城県告示第七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 猪股 宏

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区上谷刈三丁目十番六号

三 定款に記載された目的 この法人は、環境共創の循環型社会構築実現を図るため、環境調和型経営による環境保全をめざして、廃棄物の発生の抑制及び再生資源の利用を促進するための情報提供、交換、さらに施策提案、調査、啓蒙活動などの事業を行い、もって地球全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年七月十五日

○宮城県告示第七百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

示す。

平成二十二年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 及川 祐幸

二 主たる事務所の所在地 石巻市相野谷字飯野川町百九十九番地

三 定款に記載された目的 この法人は、雇用の機会を求めかつその為に自らの能力を高めようとする人及び障害者など、日本経済の草の根から活性化しようとする意欲のある人に対して、職業支援及び職業能力開発に関する情報提供の事業等を行い、失業率の低下については日本経済の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年七月十六日

○宮城県告示第七百八十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十二年 九月六日	東松島市 鳴瀬	午前十時三十分から 午後三時まで	東松島市役所鳴瀬庁舎
同 九月七日	東松島市 本	午前十時三十分から 午後三時まで	東松島市役所 矢本庁舎車庫内
同 九月八日	東松島市 本	午前十時三十分から 午後三時まで	東松島市役所 矢本庁舎車庫内
同 九月九日	東松島市 本	午前十時三十分から 午後三時まで	東松島市役所 矢本庁舎車庫内
同 九月十三日	丸森町 域	午前十時三十分から 午後三時まで	丸森まちづくりセンター
同 九月十四日	丸森町 域	午前十時三十分から 午後三時まで	丸森まちづくりセンター
同 九月十五日	山元町 坂元地区	午前十時から 正午まで	山元町役場坂元支所
同 九月十五日	山元町 全域	午後一時三十分から 午後三時まで	山元町保健センター

○宮城県告示第七百八十三号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
 平成二十二年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

日根牛地区

二 処分の年月日

平成二十二年七月二十三日

○宮城県告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
 平成二十二年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡村田町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び村田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百八十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

二 事務所所在地

石巻市蛇田字新金沼四百一番地

三 設立認可の年月日

平成十五年三月五日

四 変更認可の年月日

平成二十二年七月十五日

○宮城県告示第七百八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。
 平成二十二年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

松島町東磯崎土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城県松島町高城字元釜家一番地四

三 設立認可の年月日

平成九年三月三日

四 変更認可の年月日

平成二十二年七月二十二日

○宮城県告示第七百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、穴山土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。
 平成二十二年七月三十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐々木 昭 男

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成十九年九月六日	星 順一	登米市追町新田字西坂戸百七十四番地	理事
平成十九年九月六日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
平成十九年九月六日	及川 祐宏	登米市追町新田字東坂戸二十四番地	理事
平成十九年九月六日	高橋 隆民	登米市追町新田字西坂戸八十九の二番地	理事
平成十九年九月六日	菅原 四郎	栗原市若柳字川南東谷地七十一番地	理事
平成十九年九月六日	伊藤 貞幸	登米市追町新田字蒲二番地	理事
平成十九年九月六日	瀬戸 数衛	登米市追町新田字松原百九十一番地	監事
平成十九年九月六日	遠藤 笠根	栗原市若柳字下畑岡内谷川三十九番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成十九年九月五日	星 順一	登米市追町新田字西坂戸百七十四番地	理事
平成十九年九月五日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
平成十九年九月五日	及川 祐宏	登米市追町新田字東坂戸二十四番地	理事
平成十九年九月五日	高橋 隆民	登米市追町新田字西坂戸八十九の二番地	理事
平成十九年九月五日	菅原 四郎	栗原市若柳字川南東谷地七十一番地	理事
平成十九年九月五日	伊藤 貞幸	登米市追町新田字蒲二番地	理事
平成十九年九月五日	瀬戸 数衛	登米市追町新田字松原百九十一番地	監事
平成十九年九月五日	遠藤 笠根	栗原市若柳字下畑岡内谷川三十九番地	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十二年七月三十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市高崎二丁目二百二十八・四、二百二十八・五、五百二及び五百三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市高崎一丁目十八・八
鈴木進二郎

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十二年七月三十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町加瀬字十三塚七十二番、七十二番一、七十三番一及び七十三番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市八幡三丁目十二番三十号
株式会社サンエイ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十二年七月三十日

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 高速マシンングセンター 一式
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年七月二十一日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社菊重 仙台市若林区区卸町三丁目六番地の七

五 落札金額 六千三百万円
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成二十二年六月八日

病院局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年七月三十日

宮城県病院事業管理者 木村 時久

一 入札に付する事項

1 調達物品及び数量 循環器・呼吸器病センター及び精神医療センター医療情報システム用パーソナルコンピュータ等賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十二年十月一日から平成二十七年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県立循環器呼吸器病センター（宮城県栗原市瀬峰根岸五五・二）及び宮城県立精神医療センター（名取市手倉田字山無番地）

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

2 1以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

4 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更

生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する措置要件のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年八月二十日午後五時までに申請すること。

四 入札書等の提出場所及び提出期限等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県病院局立病院課予算経営班（担当 菊池 直実 電話〇二二・二二一・二六八三）

2 入札説明書の交付期限
平成二十二年八月二十日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年八月十九日まで一あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査申請書
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年九月二日午後五時までに必要書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、開札日までの間に、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十二年九月八日午後五時まで。ただし、郵送による場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所
平成二十二年九月九日午前十時 病院局会議室（宮城県行政庁舎十二階）

五 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び四の3の審査により資格を有しないとされた者
 - 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に一元未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額、以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると病院事業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Item(s) to be Purchased : Lease of personal computer for medical intelligence system at Miyagi Cardiovascular and Respiratory Center and Miyagi Psychiatric Center (one set)
- 2 Duration Contract : From December 1, 2010 to September 30, 2015.
- 3 Place of Delivery : Miyagi Cardiovascular and Respiratory Center and Miyagi Psychiatric Center.
- 4 Deadline for Bid : September 8, 2010, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Naomi Kikuchi, Budget Management Section, Prefectural Hospital Division, Hospital Administration Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-2683